

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成 1 8 年 3 月

興 部 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	6
第 4	農業経営基盤強化に関する事項	7
第 5	遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項	17
第 6	特定法人貸付事業に関する事項	17
第 7	その他	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 興部町は、網走支庁管内の西北部、オホーツク海沿岸の中央に位置し、東は紋別市、西南は西興部村及び滝上町、西北は雄武町に隣接し東西34.2km、南北24.4kmで総面積は、362.4km²を有し、北見山地系山間部を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川と、その支流の流域に農用地が広がり海岸線に近づくにしがってなだらかに起伏する段丘地となっている。地域の土地利用状況は全体の82%が森林・原野等で約18%が農用地である。

気象はオホーツク海流の影響を受けるため、年間を通じ概ね冷涼であり、冬季は北西風が強く海岸に流氷が接岸するなど厳しい自然条件の中にある。農地の土性は、帯状を呈した強い酸性の重粘土壌が広く分布していることから生産性が極めて低く、農業適地とは言い難い条件となっている。

2. 興部町の農業は、従来畑作経営であったが、低温・冷害の影響を受け、昭和30年代に寒冷地に強い作目である飼料作物へと転換し、酪農専業地域として本格的な発展をしてきたところである。しかし、近年の農業情勢は国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷、家畜排せつ物等の環境問題、労働力不足、担い手の高齢化、後継者不足等により農家戸数が年々減少するなど一層厳しい事態に直面しており、それに伴う農地の流動化が一層進む可能性が高まっている。また離農等による農家人口の減少は農村集落の崩壊をも招くことから、地域社会全体に多大な影響を与える問題となっている。

3. 興部町は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、興部町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

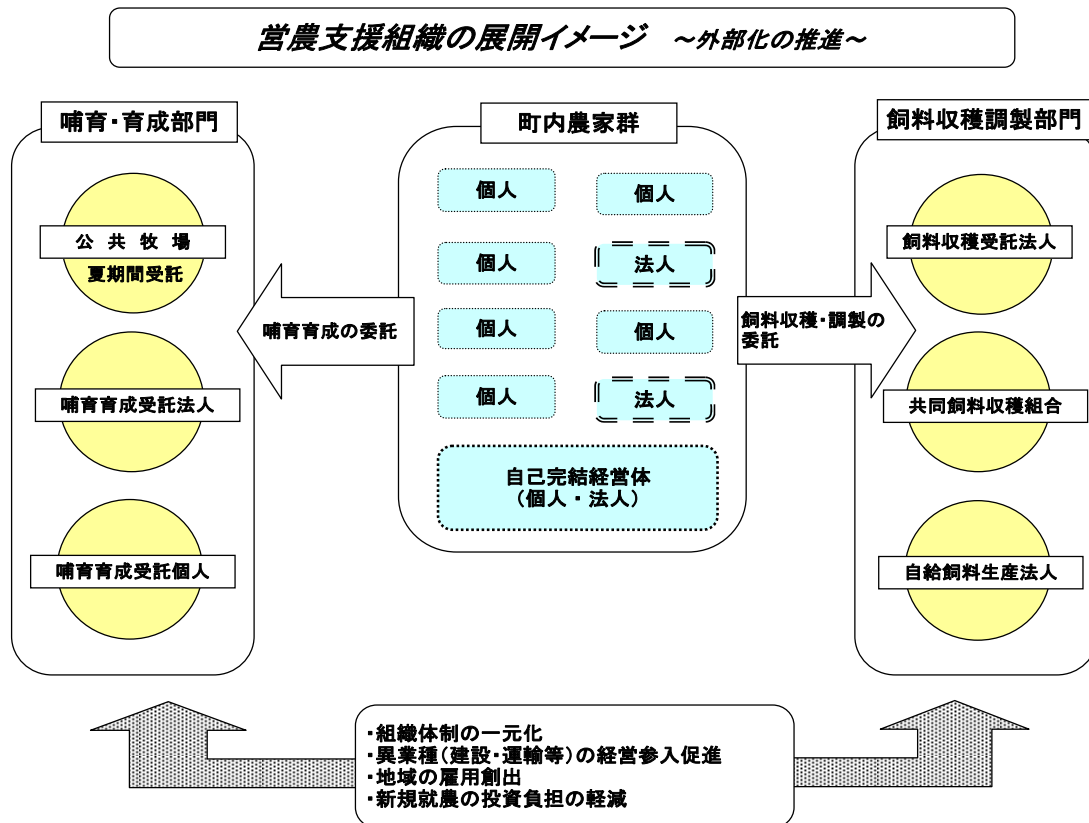
4. 興部町は、将来の興部町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある興部町の農業者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する各種制度を活用し総合的に実施する。

まず、興部町は、この目標を達成するために農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で、地域における話し合いを基本として、適正な指導を行うための体制をより強化し、営農診断、営農改善方策の提示等を行い地域の農業者が主体性を持って自らの農業の将来方向について判断を行うことにより、農業者の経営改善計画書の自主的な作成や相互の連携が図れるよう支援する。

次に農業経営の改善に望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図る

うとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核として農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、草地改良等による高収益化を図り土地基盤整備の強化を推進していく。

営農支援組織（外部受託組織）は効率的な農業経営を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織への育成を推進し、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。



5. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第6号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、興部町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

興部町は、興部町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進等をし、積極的な地域農業への参加・強力を促進する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、興部町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

経営体	個別	個別	組織	組織	組織	個別	個別	
営農類型	I 酪農専業	II 酪農専業	III 酪農専業	IV 酪農専業	V 酪農専業	VI 肉用牛専業 (黒毛繁殖牛経営)	VII 酪肉複合 (黒毛繁殖牛経営) + II 酪農専業	
作付面積	49.7ha	67.0ha	103.6ha	182.0ha	420.8ha	66.0ha	19.4ha	
飼養頭数	経産牛	40頭	70頭	120頭	200頭	500頭		
	育成牛	22頭	40頭	67頭	122頭	304頭		
	肉用牛						70頭	
計	62頭	110頭	187頭	322頭	804頭	70頭	20頭	
機械施設整備	トラクター 100ps			1台	1台	1台		
	トラクター 80ps	1台	1台	1台	1台	1台	1台	
	トラクター 60ps	1台	1台	1台	1台	1台		
	トラック 2t						1台	
	トラック 4t	1台	1台	1台	1台	1台		
	ブームスプレーヤ 600ℓ	1/3台	1/3台	1台	1台	1台		
	ブロードキャスト 600ℓ						2/3台	
	ブロードキャスト 1,000ℓ	1台	1台	1台	1台	2台		
	ライムソー 480ℓ	1/3台	1/3台	1/3台	1/3台	1台		
	モア						1/3台	
	テッターレーキ						1/3台	
	ロールベアラー						1/3台	
	フロントローダ (堆肥散布)	1台	1台	1台	1台	1台		
	フロントローダ 80ps用						1台	
	マニュアルスプレッタ 6t	1/3台					1/2台	
	尿散布機 2,500ℓ						2/3台	
	尿散布機 8,500ℓ	1/3台	1/3台					
	生産方式	牛舎	280㎡	490㎡	1,116㎡	1,860㎡	4,650㎡	514㎡
		育成舎	61㎡	62㎡	105㎡	188㎡	138㎡	
		繁殖牛舎						514㎡
肥育牛舎							630㎡	
事務室						27㎡		
堆肥舎		623㎡	1,022㎡	201㎡	362㎡	265㎡	236㎡	
スラリータンク				1,347㎡	2,246㎡	5,616㎡		
バルククーラ		3,000ℓ	4,000ℓ	6,000ℓ	12,000ℓ	15,000ℓ		
機械庫		152㎡	122㎡	128㎡	128㎡	128㎡	135㎡	
飼料庫				200㎡	200㎡	300㎡	106㎡	
バンカー		250㎡	250㎡	435㎡	435㎡	960㎡		
給餌車		1台	1台					
自動給餌機一式				1台				
TMRミキサー				12㎡	15㎡	20㎡		
バンククリーナー		1台	1台				1台	
施設整備	スキットローダ (除糞・敷料)			1台	1台	1台		
	搾乳室				97㎡	136㎡		
	パイプラインミルク	4ユニット	6ユニット					
	パーラシステム			12W	12W	16W		
	経営形態	集約放牧	部分放牧	舎飼	舎飼	舎飼	舎飼	
	飼養方式	繋留	繋留	フリーストール	フリーストール	フリーストール	牛房群飼	
	その他	外部飼料	○	○	○	○	○	
		ふん尿		○	○	○	○	
		化ほ育成		○	○	○	○	
	収穫機械の共同利用	○						
給与方式	分離給与	TMR	TMR	TMR	TMR	分離給与		
管理運営の方法	パソコンによる経営計画、労務、財務、管理記録	○	○	○	○	○	○	
	青色申告の実施	○	○	○	○	○	○	
	第三者による経営診断の実施	○	○	○	○	○	○	
	乳牛検定データの利用	○	○	○	○	○	○	
	計画的な草地整備更新と適切な肥培管理	○	○	○	○	○	○	
	飼料部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	○	○	○	○	○	○	
	家族経営協定の締結	○	○				○	
農業従事者の態様等	労働時間の軽減	○	○	○	○	○	○	
	飼養衛生管理基準の遵守	○	○	○	○	○	○	
	ヘルパー利用による休日確保	○	○	○	○	○		
	主たる従事者	1人	1人	2人	2人	6人	1人	
労働力	補助従事者	1人	1人	1人	1人	2人	1人	
	常時雇用					2人		
	臨時雇用				1人	2人		
	目標所得	431万円	662万円	1,007万円	1,681万円	1,679万円	490万円	
所得率	35.4%	30.2%	26.9%	26.6%	31.8%	30.7%		
						163万円	28.8%	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積についての目標シェアとして示すと、概ね次に掲げる程度である。

※ 効率的かつ安定的な農業経営が本町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が本町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
95%	

第4 農業経営基盤強化に関する事項

農業経営基盤強化促進事業に関する事項

興部町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、興部町農業の地域特性を十分踏まえて、次に上げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
- （エ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （オ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （カ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実であ

る等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。
 - ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることが出来るものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施によって農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア. 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、次のすべてを満たすこと
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - イ. 第6の4の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ウ. 法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることが出来るものとする。ただし、次に掲げる要件を備える場合に限るものとする。
- ア. 利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われること。
 - イ. 利用権の設定等を受ける組合員又は社員が、農地法第2条第7項第2号への構成員である場合は、当該農業生産法人の経営の育成を図る上で特に必要であり、かつ、利用権設定等を受ける土地の農業上の効率的な利用が確保されると認められること。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受委託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適正であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条権並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）

の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 町の農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、興部町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することが出来る。
- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが出来る。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが出来る。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）利用権の条件その他の利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。）
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するものすべての同意を得る。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 計画の取消し

計画について、法令又は手続き違反した作成又は広告が行われた場合でこれを取り消すときは、公告によるものとする。この場合において町は農業委員会の決定を経て公

告するものとする。

(13) 嘱託登記

町は、法第19条の規定により所有権を取得した者から農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第228号）第5条又は第7条の規定により、嘱託登記の請求があった時は、すみやかに処理するものとする。

(14) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

2. 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 町は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合

的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ. 農作業の効率化に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは運用通知別記様式第6号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法

人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託

を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（北海道農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは興部町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

興部町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。また、興部町農業担い手育成センターを中心に意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、人材の育成を積極的に推進する。また、酪農ヘルパーの利用と家族経営協定の締結の促進を図り、休日の増加、労働・環境の整備を進

め、人材の育成・確保を推進し充実した農業経営が行えるように努める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

興部町は、1～5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア. 道営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）「単独営農用水」（平成18年度～平成22年度）、畜産担い手育成総合整備事業（平成18年度～平成22年度）の導入による農業基盤整備事業を通じて、主に草地基盤に係る自給飼料作物の安定生産や効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。
- イ. 交換分合事業を利用して農地の集団化を図り効率的かつ安定的な農業経営が出来るよう資するよう努めるものとする。
- ウ. 大型経営体を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るために近代化施設等の導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- エ. 地域の農業の振興に関する他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

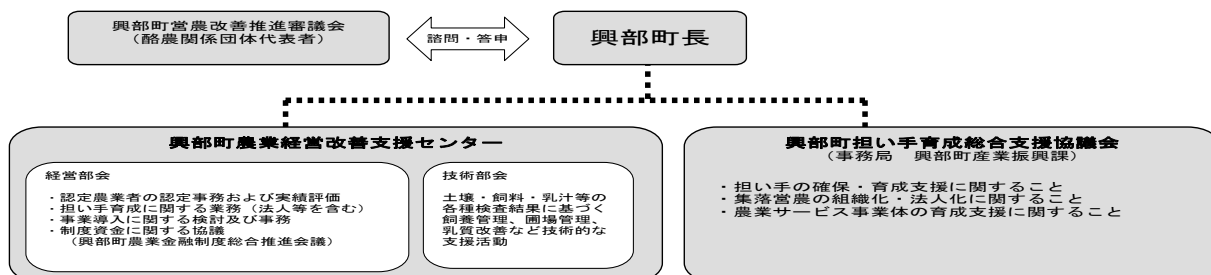
(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、興部町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。



第5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

興部町において遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）については、農業委員会等の調査を通じて現況では存在しない状況にある。

今後とも意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を推進するため、担い手の育成・確保に関する取り組みと併せて、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、農地保有合理化事業など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地発生の未然防止に努めるものとする。

第6 特定法人貸付事業に関する事項

興部町においては、遊休農地等は現状では存在しない状況にあり、現時点では特定法人貸付事業は実施しない。

今後、農業・農村の情勢が変化し、遊休農地等のうち、今後、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用の増進を図る必要がある農地（要活用農地）が相当程度存在することとなれば、自然的経済的条件や営農条件を見極めながら、農業上の利用を増進する必要性が生じた時点で特定法人貸付事業の実施について検討をすることとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（平成22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

※ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地開発をした場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

※ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地開発をした場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）

（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

※ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

※ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

※ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用増進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農用地については、農地法第23条第1項の規程により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合においては、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規程によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農用地の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②賃貸の算定基準	③賃貸の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を換算して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適正な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読みかえるものとする。	Iの④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合については、それぞれの定めるところによるものとする。</p>